

スポーツにおける二つの社会性——制度・相互行為

The Two Forms of Sociality in a Sport: the institutions and interactions

渡 正

1. はじめに

本稿の目的は、スポーツの社会性を具体的な行為の水準から捉え直し、制度場面における相互行為の意味的側面をスポーツの文脈において論じるための枠組みを構成することにある。なぜなら現在、スポーツを含む身体活動全般において、「制度」に基づき、それによって創出される人びとの行動を捉える枠組みが必要とされているからである。たとえば近年、健康増進政策¹⁾やそれに呼応した介護保険制度に基づく身体活動施策（運動器の機能向上サービスなど）のような「予防重視型システム」が実際に運用され、高齢者の「筋トレ」や成人男性のメタボリックシンドローム予防の活動が活発化している。あるいは、そもそも個別具体的な「スポーツ」それ自体が、「制度によるゲーム」の創発である。

こうした観点から本稿では、スポーツを一種の社会的な制度として捉え、それが生み出す現象や相互行為の意味を捉えるための視角を提示する。端的に言えば、一つひとつのゲームは参加するプレイヤーの相互行為を通して、意味ある現実が「達成」されているのである。従来、スポーツという社会現象によって生み出されるとされる、様々な他の「現象」——社会的排除や階層秩序的二項対立の再生産など——は、実際にはその多くが具体的な人びとによる相互行為を通して「達成」されている。

1) ここでは、2000年に開始された「21世紀における国民健康づくり運動」（通称「健康日本21」）や、その法的基盤の形成を目的とした「健康増進法」（2002年）、あるいは、「身体活動量」の目標数値を明記した「健康づくりのための運動指針2006」などで示された、「生活習慣病」の1次予防を重視した施策展開を指す。この点については高尾（2010）を参照。

ゲームという具体性を超えた抽象的現象としてのスポーツを実体的な作用主体として捉えるこれまでの見方は確かに、「社会的事実」としてのスポーツの内的構造や、スポーツとそれにまつわる諸現象の関係を説明する際に多大な貢献をしてきた。しかしながら、それらは、特にスポーツと他の社会的現象の関連を説明するとき、盛山和夫のいう「一次理論の疑似二次理論化」がなされている。つまり、現象としてのスポーツを実体的な作用主体に置くことで、排除や抵抗の可能性、あるいは個人の障害 (impairment) が「障害 (disability)」として意味づけられることが人びとの具体的な相互行為によってなされることが見過ごされてきたのである。そして、このとき用いられてきた図式が「制度としてのスポーツ」論である。

「制度としてのスポーツ」論は、スポーツを一種の社会制度としてみなすことにより、他の経済や政治、教育といった制度との関連を把握するという構成をとる機能主義的な理論的立場である。この図式には、社会構造のなかでスポーツはどのような位置を占めるか、といった点を論じることが可能になるという利点が存在した (井上 1993、多々納 1997)。この立論においてスポーツは、「身体的技量の競争を組織している制度」(菊 1993:28) と定義される。あるいは、スポーツの内的な諸構成要素が連関する体系がスポーツ制度と想定される (日下 1996:11-23)。「制度としてのスポーツ論」は、スポーツを他の社会制度と同等の社会的位置にある現象として捉えるために、またそうすることによって、教育や経済、政治などとの制度間の関連を把握するために理論的に導入されたものである。制度としてのスポーツ論の問題関心は多々納秀雄に従えば次のようになる。

スポーツと社会的現実を別個の存在とみなすのではなく……スポーツ自体を日常的世界の所謂「多元的現実」の1つとして理論構成し、その視点から、個人の主体性と社会の拘束性……を相即的に把握することが不可欠である。換言すれば、個人を支点とするスポーツ論と社会を支点とするスポーツ論を統合し、個人の主体的営みとしてのスポーツが社会制度としていかに構造結

節化しているかを明らかにする必要がある。(多々納 1997:101-2)

スポーツが多元的現実の1つとして捉えられるかどうかの是非はともかく、多々納がいう「制度としてのスポーツ論」は、各制度間の関連の探究、もしくはスポーツの「内的な構成要素」の体系を明らかにすることではない。それはスポーツ制度内における主観的世界と客観的構造の関連の探究である。言い換えれば、スポーツが、社会の中で多元的現実としてあるならば、スポーツにおいてその現実はいかにして当事者によって構成・維持され、当事者に影響を与えるかということの探究である。こうした意味で本稿ではスポーツを「制度」として捉え、スポーツにおける相互行為を検討する。では、「制度」とはいかなるものだろうか。

2. 制度をどう捉えるか

河野勝によれば、制度に対する捉えかたとして二つの概念化が有力である。ひとつは「アクターの行動に課されるパターン化された制約」であり、もうひとつは「アクターの現実理解や行動を意味づけるもの」という概念化である。前者はヴェーバーの方法論的個人主義であり、後者はデュルケムの方法論的集合主義として図式化できる。

デュルケムは『社会学的方法の規準』の「第二版への序文」で、「集合体によって確立されたあらゆる信念や行為様式を制度と呼ぶことができる。その場合、社会学は、諸制度およびその発生と機能にかんする科学と定義されることになる」(デュルケム 1895=1978:43)と述べる。つまり、彼は「社会的事実をモノのようにみよ」という社会学における第一の規準により、方法論的集合

2) ただし、デュルケムは「第二版への序文」で、「社会的事実を物質的な物であるとはいっていない。いかに異なる様式をとっているにせよ物質的な物とおなじ資格における物である、というにすぎないのだ」(デュルケム 1895=1978:23-4)と述べている。また、社会が諸個人によって構成されていることを指摘し、「社会生活は個人意識以外の基体(substrat)はもちえないように思われる」(デュルケム 1895=1978:30)と述べていることに注意。

主義あるいは社会学主義をとって、社会と個人の問題について、社会的事象の外部性、拘束性を社会の側からアプローチしたといえる²⁾。

一方、ヴェーバーは社会学を「行為の学」として位置づけている。『社会学』という言葉は……社会的行為を解釈によって理解するという方法で社会的行為の過程および結果を因果的に説明しようとする科学」(ヴェーバー 1922=1972: 8)である。ヴェーバーのいう行為は「主観的意味が付与された行動」であるが、この行為を基本的な単位とし社会あるいは制度を論じていく。ヴェーバーは次のようにいう。

社会学による行為の理解的解釈から見れば、右のような集団(ヴェーバーが挙げているのは、国家、協同組合、株式会社、財団のような社会集団——引用者注)は、諸個人の営む特殊な行為の過程および関連にほかならない。なぜなら、私たちにとっては、諸個人だけが意味ある方向を含む行為の理解可能な主体であるから。(ヴェーバー 1922=1972: 22-3)

この点はまさに制度を行為の連関から説明すること、つまり方法論的個人主義を明確に提示している。制度ないし社会を、デュルケムの社会的事実のように外在的で拘束的なものから捉えていくか、ヴェーバーのように行為の連関から組み上げていくかという論点は、その後の社会学者たちにも変奏されていくことになる。

デュルケムとヴェーバーの違い、つまり制度を、人間を外在的に拘束する社会的事実とみるか、相互行為の連関とみるかの違いは、「存在論的与件(ontological given)として、『個人』を優先するか、それとも『制度』を優先するか」(河野 2002: 14)という点にある。このとき制度を行為論的に定義することの利点は、制度の生成や変化についての説明が制度を社会的事実として定義するよりも明快に行うことができるという点に存在する。

河野によれば制度の行為論的定義は、もともと行われていたなんらかの行為を類型化し、それが一般化することで制度が発生すると考える。つまり、制度

の発生の説明を、制度の効用や機能によって行うのである。ただし、この見方には、「制度が生成される経緯の歴史性、とくに多様な可能性（複数均衡）の中からなぜある特定の制度が一意^{ユニーク}に選ばれることになるのかという契機が見失われるという欠陥」（河野 2002：16）がある。

本稿の主たる関心は制度の発生にはない。本稿は、「スポーツ」をすでにこの世界に存在する社会現象として、つまり、それ自体は存在論的な与件として捉えるところから出発する。確かに、発生論を問わないことに対する西原の警鐘を踏まえるべきではある³⁾。だが、「社会制度のほとんどは先行世代から既成物のかたちで受け継がれてきたものであり、その形成にわれわれはなんら関与していず、したがって、われわれが自問してみても、それらを生み出した諸原因は知られるものではあるまい」（デュルケム 1895=1978：26）というのもまた確かである。さらに、個々のスポーツに限定して考えても、ゲームをプレイという相互行為のみから成り立っていると考えてしまうことは、プレイを支えるルール³⁾の存在を無視してしまうことになる。

3. 可能化のシステムとしての制度

河野によれば、個人が安定した信念や選好を持ちえること自体、先験的に制度があるからだという（河野 2002：15）。ただし、これまでの社会学的な制度の概念は単純に先験的なものとして捉えられているわけではない。それは先験的であるというよりは、われわれにとってすでに存在し、行為の意味を同定させ、ある振る舞いを社会的行為として可能にするものである。たとえば、社会科学における制度の概念について、主として社会学を念頭において整理した Jepperson は、制度を次のように提示してみせる。

3) 西原が制度の発生論に重点を置く必要をパーソンズの理論を念頭に置きながら次のように指摘していることも傾聴すべきだろう。「既存の社会学の言説の多くは、制度の存在や制度のもつ力（たとえばその拘束性など）を強調するものではあれ、その制度の生成の機制を説く理路としては必ずしも十分なものではない。たとえば地位－役割体系の内面化を制度形成の軸に置くことは……その物象化された地位－役割関係の生成が適切に論じられていない限り、何も説明したことにはならない」（西原 1998：45）。

一般的に制度を表象すると思われている次のリストについて考えてみよう。結婚、性差別、契約、賃労働、握手、保険、公式な組織、軍隊、大学の終身在職権^{テニユア}、大統領制、休暇、大学へ通うこと、企業、モーター、学問分野 (academic discipline)、投票。最初にいえるのは、これらがさまざまな点で異なっていることである……しかし、これらには同じものとして分類できると思わせる重要な共通性がある。すべてはさまざまな「産出システム」であり、「可能化のシステム」であり、社会的な「プログラム」であり、パフォーマンスの SCRIPT である。それぞれのメタファーは、絶えず反復される活動 (activity) の連鎖 (sequences) のための安定的なデザインということを示唆している。この基本的なイメージが社会学的な制度論において用いられている中心部分である。(Jepperson 1991 : 144-5)

Jepperson が制度を「可能化のシステム」や「産出システム」、そして活動のシークエンスのための安定的デザインとして表現していることは、彼が「アクターの現実理解や行動を意味づけるもの」として制度を概念化していることを示唆している。

ここでは、制度や規則は「個々人の意識や意味づけから独立した社会的規則」として、つまり、人びとの外部にあって人びとの行為や活動を拘束するものとしては捉えられていない。逆に、制度は単に人びとの相互行為の組み合わせとしても捉えられていない。そのことは彼が制度としてあげるリストからも分かるだろう。

制度について Jepperson と同様の概念化を行った盛山和夫は、「制度が人びとの意味的秩序に基づいて構築されているという主張そのものは、決して本書が最初というものではなく、すでに A. シュッツやそれを発展させた P. バーガーと T. ルックマンによってある程度は展開」(盛山 1995 : 247) されていたという。「可能化のシステム」としての制度という概念化については、バーガー & ルックマンによる現実の社会的構成にかんする議論が下敷きになっている。しかし、盛山によれば、彼らは制度の概念の内容に立ち入って検討しておらず、

特に「制度化は習慣化された行為が行為者のタイプによって相互に類型化されるとき、常に発生する。いいかえれば、そうして類型化されたものこそが制度に他ならない」（バーガー&ルックマン 2003：84）と述べていることは、制度を行動様式によって概念化することから解放されていないという。行為の類型化としての制度の難点は、Jeppersonのあげる例のいくつかは、パターン化された行動という観点からでは説明することが難しいことから明らかである。

たしかに、バーガー&ルックマンは制度を行為の積み重ねから理解しているということではできる。たとえば、彼らが次のように述べることにその典型をみることができる。

人間のすべての活動は習慣化を免れ得ない。どのような行為であれ、それはしばしば繰り返されると一つのパターンに変化し、次いでこのパターンは労力の節約ということで再生が可能になり、事実上、その行為の遂行者によってその範型として理解されるようになる。さらにまた、習慣化は当の行為が将来、同様の仕方と同様の労力の節約によって再び遂行されうる、ということをも意味している。（バーガー&ルックマン 2003：82）

しかし、このような行動様式から制度を組み立てる点があるとはいえ、彼らの議論が参考にならないというわけではない。ではバーガー&ルックマンの議論はどのようなものだったのだろうか。

彼らの基本的な論点は、「ウェーバーとデュルケームの理論的立場を、それぞれの内的論理を見失うことなく、一つの包括的な社会的行為の理論のなかに結びつけるにはどうすればよいか」（バーガー&ルックマン 2003：282）を考える点である。彼らによれば「日常生活の世界は社会の通常の成員によって、彼らの生活の主観的に意味のある行動のなかで、現実として自明視されているだけではない。それは彼らの思考や行動のなかにその源をもつと同時に、こうした思考や行動によって現実的なものとして維持されている世界」（バーガー&ルックマン 2003：29）であるという。つまり、日常の世界あるいは社会は、

成員による行動や思考によって「現実⁴⁾」に存在するものとして想定され維持されることによって成立するのである。その「現実」は、具体的にはどのような契機によって構成されているのだろうか。彼らは次のように述べる。

社会は客観的現実として存在すると同時に主観的現実としても存在する以上、それを理論的に正しく理解するにはこうした二つの側面を同時におさえてゆかねばならない。すでに述べてきたように、これら二つの側面は、社会を外化、客観化、それに内在化、の三つの契機から成る不断の弁証法的過程として理解するとき、はじめて正しく把^{ママ}らえることができる。(バーガー&ルックマン 2003:196)

人びとの方法やその現実(社会)は、人びとの共同的な行動や思考によって存在するものとして想定されているという意味で主観的現実な現実である。そのため「共同」を可能にするものは客観的現実として存在する「社会(制度)」である。それがまた、ある行為を特定の社会的行為として同定し、人びとの共同を可能にする。これがバーガー&ルックマンのいう2つの側面である。そしてこの社会の客観的現実と主観的現実という2つの側面は3つの契機からなる不断の弁証法的過程である。3つの契機は、それぞれ外化・客観化・内在化と呼ばれる。外化⁵⁾(externalization)とは「人間が外界に働きかけ主観的意味を外へ投企する」ことである。客観化(客体化:objectivation)とは人間による外化の所産が「個人に対して外在し強制力のある事実として客観的現実となる」(山嵜 1991:190-1)ことを指す。また内在化(internalization)によって「客観化された社会的世界は社会化過程のなかで意識のなかへ投げ返される」(バーガー&ルックマン 2003:94)。この3つの契機の弁証法とは、「社会は人

4) 彼らのいう「現実」とは「われわれ自身の意思から独立した一つの存在をもつと認められる現象(われわれは<それらを勝手に抹消してしまう>ことはできない)に属する一つの特性」(バーガー&ルックマン 2003:1)である。

5) 外化という用語に関しては、訳語が定着しておらず、訳者や解説者によって「外化」もしくは「外在化」と訳されることがあるが、ここでは山口訳の用語を踏襲した。

間の産物である（外化）。社会は客観的現実である（客体化）。人間は社会の産物である（内在化）」（バーガー&ルックマン 2003：95）ということを目指す。

このように経験世界を描く彼らは、人びとが世界に対して付与する意味によって社会的世界が構成されていると述べる。だが、バーガー&ルックマンは、人間の主観的意味によって外化された社会的世界について、「制度はいまやそれ自身の現実性をもつものとして経験される、つまり個人に対して外的で、かつまた強制力のある事実として対峙する、一つの現実性をもつものとして経験される」（バーガー&ルックマン 2003：90-1）と述べる。盛山の用語でいえば一次理論に近いが、それが「客観的な社会的世界が作り出されるや否や、物象化の可能性が常につきまとう」（バーガー&ルックマン 2003：136）としている点に関しては、盛山は異論を述べている（盛山 1995：278）。バーガー&ルックマンによる制度の議論が、その基礎に制度の行為論的定義を置いている点で不十分であると盛山が批判するのは、彼らがこのように述べることで社会の「実体性」を承認しているためである。盛山によれば、制度とは何よりも先に理念的な実在だからである。

4. 盛山における「制度論の構図」

「可能化のシステム」や「意味づけのシステム」として捉えられる制度はどのようなものだろうか。制度のこの点を焦点化し概念化したのが盛山である。そこで、以下では盛山の制度論を参考に検討しよう。それは一言でいえば「理念的実在」としての制度である（盛山 1995）。盛山は、「行動パターンが類型化されたもの」としての制度を否定して次のように述べる⁶⁾。

現代ではそれら（「神」や「精霊」といった究極的実在として想定されてきた観念——引用者注）に代わって「正義」「公共の福祉」「人民」等々の観

6) 盛山の著書である『制度論の構図』では、実に著書全体の約半分を費やして制度の行動様式説を批判している。そこで俎上に挙げられているのは、組織論、秩序問題にかんするパーソンズ理論、合理的選択理論およびゲーム理論、ハートの法理論にウイトゲンシュタインの言語ゲーム論、クリプキの懐疑論など幅広い分野に及ぶ。

念がやはり諸制度を基礎づけている。しかも、それらのどれ一つとして決して「人びとの行動様式」とみなすことはできないのである。(盛山 1995:4)

盛山は「確立された行動様式」が実体化したとする制度の概念には二重の誤りが存在するという。第1に、制度は「行動」のように経験的で顕在的 (overt) な実在ではなく「理念的」な存在であること。第2に、制度は人びとやその行動やさまざまなモノの意味的に関係づけられた秩序として存在していること、である(盛山 1995:5)。ただし、注意したいのは、ここで盛山が批判しているのは、制度を「行動のパターン」としてのみ捉えるような視点であるということである。行動様式説を批判したうえで、盛山は制度を次のように説明する⁷⁾。

制度とは理念の実在であって、人びとの主観的な意味世界（これを盛山は一次理論と呼ぶ——引用者注）によって根拠づけられており、この主観的な意味世界（の内容ではなく）それ自体は経験的で客観的な存在である。そして、社会的世界は人々の行為によって構成されているのではなく、人々が世界に対して賦与している意味によって構成されている。人々が賦与している意味はあくまでも諸個人の主観的なものであって、何らかの超越的な根拠によって間主観化されているわけではない。しかし、諸個人が世界の中に見出している意味はその本性上超個人的で普遍的なものと映じており、そのことによって制度は客観的なものとして立ち現れることになる。(盛山 1995:iv-v)

主観的な意味世界が経験的で客観的な存在であるということは、すなわち、人々の主観的な意味世界(制度)が社会的事実として把握可能だということである。さらに、社会的世界が「意味」によって構成されていることから、制度は理念の実在であり、「基本的には意味および意味づけの体系である」(盛山

7) 西原も、制度を「実践的・相互行為的・理念的な存在であるというべき」(西原 1999:85)と述べているように、相互行為的かつ理念的なものとして想定することが差当たっては有効であろう。

1995：221) とされる。だが、意味の体系だけでは制度が人びとに「客観的」なものとして把握されることは困難である。そのため盛山において制度は(1)意味の体系、(2)行為の体系、(3)モノの体系という3つのレベルの体系の総合体として考えられている(盛山 1995：221-2)。

意味の体系は、制度の根幹をなし、一つひとつの意味そのものを構成要素とし、それなくして制度は制度たりえない。盛山はこの「意味そのもの」、つまり、意味の体系を<意味>という用語で表現しており、<夫><妻><会社><国家>などがそれぞれの意味を表している。<意味>は究極的には不確定で未決定であり、かつ個々の<意味>は他の<意味>と一緒に相互連関的な体系を作る。

行為の体系は、特に、それが「制度を担う」限りにおいて「制度的行為」とされる。制度的行為は、理念の実在である制度を現実化するものである。たとえば、教員が授業をし、学生が出席しレポートが課され、レポートを提出して、成績がつけられる、という一連の行為は全て大学という制度を実践している。また、明白にそうしたものとして意識していない行為が実際には、ある制度を実践しているというのが、制度を最もよく担う⁸⁾という(盛山 1995：226-8)。

行為が常に現在の的であるのに対し、制度とは時間的にも空間的にも拡がりをもつ。そのような拡がりを保証するものとしてモノの体系が動員される。モノの体系は、それを媒介とすることで制度的行為を実現するとされる。制度的行為とおなじく、「モノは、利用されることによって、その利用する主体としての制度を現実化する」(盛山 1995：233-4)。そして、これら三つの体系の関連は以下のように説明される。

意味の体系は(1)それ自身、内的な一定の秩序ある意味連関を構成し、かつ(2)行為の体系およびモノの体系に属し経験的諸現象を意味づけ、

8) この部分の説明は、ギデنزが、制度は「行為の意図せざる結果(unintended consequences)」として生み出され、維持されているという説明と同型である(数土 1994：3、Giddens 1979 = 1989)。

(3) それらを統制する。行為の体系は、(1) 意味の体系の諸<意味>を現実化し、(2) 意味の体系の秩序にしたがうことによって制度的秩序を表象する。モノの体系は、(1) 制度的行為の道具として利用されるとともに、(2) <意味>とその秩序を表象し、(3) (文書の場合) 制度を記述する。(盛山 1995 : 241)

さて、盛山は制度を上のように説明するが、そこでの制度とは大きく3つの基本型があるとする。それが制度体、ルール、様式(モード)である。制度体は、国家や軍隊、会社などの「組織」と家族や市場などの「共同社会」に分けられる。このうち組織は、制度体のなかでも、制度体としての「共同決定」をなすルールとその決定を遂行するルールとを具備している。さらに、組織は成員と非成員とのかなり明確な区別と成員補充手続きをもつという。そのようなルールと成員から構成された超個人的で本来的に永続的な一つの「行為主体」として概念化されているものが組織である(盛山 1995 : 244)。

また盛山は、ルールを「社会的な諸事物を、それらに名前を与えたり定義したりして創り出したり再定義し、それらの間の規範的な関係あるいはそれらが従うべき規範的な行為や状態を定めているもの」であり、「社会的現実を秩序あるものとし、秩序あるものとしてみることを可能にするような理念的實在」(盛山 1995 : 168-9) と述べる。

様式(モード)とは、「制度体やルールのように明確な制度化を確立してはいないけれども、公共的な意味をもって人々の諸行為を拘束し、ある秩序を一定程度現実化するような制度」(1995 : 245) である。

さて、このように制度論の構図を示す盛山の議論において最も重要なのが、「一次理論」と「二次理論」である。一次理論とは「行為者自身が自らをとりまく世界について抱いている了解の内容」(盛山 1995 : 179) である。ある人の世界に対する主観的な了解/解釈といいかえることができる。また、「国家、株式会社、軍隊のような多くの制度体は限りなく『客観的』に近く存在している。しかし、それらは究極的には行為者の一次理論として存在」(盛山 1995 :

191-2) している。たとえば、石とコンクリートの固まりをまさに「国会議事堂」とみなし、あるインクのしみの連なりを「法」とみなすことによって、それらの物理的實在に社会的な意味を与えているのが、人びとの一次理論であるという。すなわち、一次理論とは「社会的世界についての日常的な知識」だけでなく、社会的な世界そのものを構成している最も究極的な要因である（盛山 1995：192）。

一方、二次理論とは、一次理論との対比で導入される。それは「社会的世界を一次理論が構成している仕組みを対象として探求するもの」（盛山 1995：195）である。あるいはそれは、「社会的世界にたいする科学的知識がめざすべき到達点である」（盛山 1996：467）とされている。

本稿の課題にとって重要なのは一次理論である。一次理論とは、盛山によれば制度のことをさす。「国会議事堂」を例にとって、盛山のいう3つの体系を説明しよう。社会的存在、つまり一種の制度である「国会議事堂」は、〈国会議事堂〉という概念にかんする人びとの意味の体系、その建物を国会議事堂として利用し実践する（相互行為）という行為の体系、そして石やコンクリートをはじめとしたその建物を構成する物質的材料としてのモノの体系によって「国会議事堂」としてある、ということになるだろう。

この議論をスポーツに敷衍すれば、個々の競技という社会的存在／現象は、ある行為を個々の競技における〈行為〉とみなすルール⁹⁾の体系としての一次理論から成り立つ。ルールを詳しくみればサールのいう構成的規則として、つまり「(文脈Cにおいて) XをYとみなす」という形で存在する⁹⁾。それに基づき行われる個々のプレイ（相互行為）という行為の体系、道具や「場（コートやスタジアム）」などのモノの体系によって「競技」として現象している。そして、「スポーツ」とはこうしたものの集合、特にヴィトゲンシュタインのいう「家族的類似」の集合として理念的に存在する。

9) この形式をもつ規則をサールは構成的規則と呼んだ。一方なんらかのサンクションを課す規則については規制的規則と名付けている。サールはオースティンが提唱した言語行為論を体系化するなかでこの規制的規則と構成的規則について論じている。オースティンの言語行為論については注14を参照。

以上、盛山の構想する制度論を概観してきた¹⁰⁾。ここでの要諦は、社会などの「制度」は人びとがそれに対して付与する意味によって成り立つ理念的実在であるということ。そしてそのとき、制度はそれぞれの行為を意味あるものとして意味づけしていくということ。さらに制度は、意味としての理念的存在ではあるが、それは具体的には意味の体系、行為の体系、モノの体系、という3つの体系の総合体としてあるということである。そして、スポーツもこの意味において、一種の制度として捉えることが可能である。

5. 制度の協働的達成

以下では、盛山やバーガー&ルックマンの議論において、相互行為はどのように捉えることが可能かという問題について考えよう。バーガー&ルックマンは外化、客体化、内在化という3つの弁証法的契機をあげているが、具体的にどのように主観の意味が外化されるかは明快に述べられていない。そのため、西原の「制度が存在し、その制度を内在化した人間が制度を生成、維持ないし改変するという理路は……弁証法的な止揚がみられるとする外挿的な論理がみられる」（西原 1998：45）とする批判はおそらく正しい。

バーガー&ルックマンが「日常生活の世界は……彼らの思考や行動のなかにその源をもつと同時に、こうした思考や行動によって現実的なものとして維持されている」（バーガー&ルックマン 2003：29）というとき、あるいは盛山が、行為の体系は、制度を具現化すると述べたときの、行為の位置について、それが具体的にはどのように捉えることができるのかを検討する必要があるだろう。このとき参考になるのがエスノメソドロジストの議論である。

ガーフィンケルによって創始されたエスノメソドロジーについてはさしあたり、「わたしたちが普段、現実をつくりあげているのに用いている、さまざまな方法のことだ。現実を円滑につくりあげ、意味あるものとして、そのなかで、

10) 盛山の制度論にたいする的確な批評は、佐藤（1996）によって行われている。それは特に一次理論と二次理論をめぐる問題である。ここで詳細には検討しないが、論点は3つある。まず二次理論の方法論的問題が指摘される。第2に制度の発生論の欠如である。第3に制度間のコンフリクトの問題が捉えられていないことである（佐藤 1996：45-6）。

特にめだつことのない一人の人間として適切にふるまえる実践的・処方的知識」(好井 2002:95)の研究としておこう¹¹⁾。エスノメソドロジストは、制度のような「マクロ」な社会現象に対しても次のような態度で臨む。

いわゆる社会のマクロ・レベルにかかわることがらも、それが有意味な(レリヴァントな)かたちで現実性(リアリティ)をもったものとなるのは、そのつどの局所的な組織化をとおして、あるいはそのような組織化としてにはかならない……わたしはここで、なにも、そのつどの当該場面設定を「越えた」と通常いわれることがら(歴史的・社会的背景、いわゆる社会のマクロ・レベルにかかわることがら、など)の存在を、否定しようというわけではない。ただ、そのようなことがらも、「局所的」に彫琢され、「局所的」な組織化をとおして、あるいはかかる組織化として、現実的(リアル)なものとして達成されるほかない。(西阪 1997:46)

西阪の指摘は、学校や企業、国などのマクロな「社会」も局所的な相互行為による組織化によって「達成される」こと、また、それぞれの相互行為における行為は、文脈に依存することでしか把握されえないということを示している。コミュニケーションとは、行為の接続というその継起的な秩序化によってコミュニケーションとして把握される。いいかえればコミュニケーションという現実、その都度その都度の行為の共同的・協働的達成によって維持されるものである。「コミュニケーション」という現実が先にあるのではない。会話における「いま-ここ」でのやりとりが行われている、というそのことそのも

11) 好井裕明はこれまでのエスノメソドロジ的研究の方向性を、研究の記述の目的や内容の点から二つに分類している。一つが「ある特定の地域・集団・組織・状況・施設などに視点を限定し、そこで人びとが“自然な成員”として当該の“場”を適切に認知し、そこでの現実を協働して構成するのに用いている『実践的な知識の抽出・記述』」。もう一方が、「日常、人びとがさまざまな場面で会話することをきわめて重要な社会的行為と考え、“自然なかたちで生起する会話”データの詳細な検討から、会話全体の構造化や発話ごとの継起的な組織化を可能にする装置を提示する『会話分析』」(好井 1999:41)である。

のによって、コミュニケーションといわれるものが現実化しているのである。

このように制度における行為を捉えることは、制度を理念的実在として捉える盛山の議論から逸脱しているわけではない。盛山は「実践そのものが、制度の〈意味〉を経験的実在に現実化している」（盛山 1995：228）と述べている。また、ブルデューやギデンズに触れ、彼らの議論が諸行為の再生産的実践の側面を強調しすぎており、「実際には、個々の実践はそのつど制度を新しく創造しているのである」（盛山 1995：278-9）と述べる。これらの記述は、西阪の議論とほぼ重なっているといえよう。

さて、このようなエスノメソドロジストによる捉え方は、まさに盛山が行為の体系として示したもののある面を正確に示している。行為の体系が制度を現実化するというとき、それは、ある相互行為を通して成り立つ。先に挙げた「国会議事堂」の例でいえば、その建物のなかで、首相指名のためのやりとりなどが行われることが、その建物が「国会議事堂」であることをその都度その都度の相互行為として達成するのである。重要なのは、「相互行為によって」ではなく、「相互行為として」達成されるという点である。

6. スポーツと制度

多木はワイトゲンシュタインの行為と規則の考察を参考・引用しながら、ルールとゲームについて次のように述べる。

スポーツが現象するのはルールとしてではなく、ゲームとしてであり……ゲームの創造性は、その遂行に依存している。たしかにゲームはルールを使用することだとはいいうる。しかしルールの次元とゲームの次元とはちがった原理が作用している。ルールとは抽象的な体系であり、ゲームとは現実態である。ルールでは個々のゲームの遂行を説明することはできない……ゲームは偶発的要素を多分に含み、さらにゲームの遂行は、戦術的な身体活動という修辭学的レベルにある。（多木 1995：112）

多木が述べていることから、スポーツにはルールの問題からは捉え難い、ゲームの次元の意義が述べられている。だが、スポーツにはゲームという現実態とルールという抽象的な体系という2つの局面があることを示してもいる。いいかえれば、スポーツはゲームの遂行という視角からだけでは捉えることの難しい側面が存在することも指摘していることになる。一回ごとのゲームはそれぞれに異なったものであり、同じルール、同じ選手、同じ環境が整えられたとしても、ゲームの様態はまったく違うものになる。その意味でルールの次元とゲームの次元では違った原理が作用しているのである。つまり、スポーツのルールとはパターン化されたゲームの内容が記述されたものではないし、逆に、ルールから演繹的にゲームの内容を記述できるわけでもない。ゲームの内容はそれぞれ異なる。にもかかわらず、それらは同一の「競技」における異なった現われとして弁別することが可能である。それは、ルールがそこでの行為を意味づけているからである。つまり、スポーツという制度の検討には、ルールとゲームのどちらの次元も過不足なく検討されなくてはならないといえよう。こうしたスポーツにおけるルールとゲーム（プレイ）の二重性は、制度という視点からスポーツを捉えたとき、ある問題が発生する。

たとえば、村上直樹は盛山の制度論を批判的に検討し、「制度の多元性を考慮」し多元的な制度論の構築をめざしている（村上2004）。そのなかでさまざまな制度を制度体・制度的相互行為・ルール・複合的制度の4つに分類している。村上の分類に従えばスポーツは制度的相互行為として位置づけることができる。なぜなら、「サッカーのゴールキーパーはサッカーの試合という制度に所属しているわけではない」し、「スポーツの試合は……ルールには還元されない」（村上2004：170）からである。スポーツを制度的相互行為として捉える村上の視点は魅力的ではあるが、難点も存在する。村上の場合、制度的相互行為としていることから分かるように、基本的には行為の連鎖としてスポーツを捉えている。一方、スポーツのルールもまた村上の議論に従えば制度の一種と見なすことができる。このとき、「スポーツの試合そのものは、あくまでも行為と行為がやりとりされる社会的相互行為であって、『ボールを手で扱ってはな

らない』といったルールとは異なる次元の存在である」(村上2004:170-1、強調は引用者)ならば、スポーツは制度的相互行為でありかつルールという二つの制度として捉えられることになる。確かにプレイ(相互行為)とルールは多木も述べているように異なる原則が作用している。しかしながら、それらは、スポーツという制度を成り立たせている車の両輪なのであって、全く別の制度としてあるわけではない。それゆえ、村上の制度論はスポーツを考えるさいには、むしろ冗長な説明となってしまうのである¹²⁾。

バーガー&ルックマンの「現実の社会的構成論」や盛山の「理念的実在」として制度論は、社会や制度、規則を人びとによって意味的に構成されるものとして想定していた。また逆に、制度や規則はそこでの行為に意味を与えるものとして想定されているのであった。こうした点が、スポーツにおけるルールの存在を考えるうえで参考になるだろう。なぜなら、スポーツは、ゲームにおける「行為の遂行」からだけで成り立っているわけではない。スポーツにおけるルールは、それが「スポーツ」での行為として同定されるために、また、ある相互行為が「スポーツ」としての意味づけをえるためにも必要不可欠なものである。

この意味で、スポーツ(という制度)は「行為のパターン化された制約」としてとらえることができないのは明らかだろう。サールがいうように、「多くの人びとがボードの上で木のかけらを動かしていて、それらがいつもぶつかりあって渋滞を生じさせているから、そうした行為を規制しなければならなかったのではない。むしろルールが、われわれがチェスというゲームで遊ぶという可能性を作り出したのだ」(Searle 1995:27-8)。

スポーツが「スポーツ」という意味あるものとして経験的に存在するのは、行為が先に存在するからではない、ということだ。理念的実在としての「スポーツ」あるいは「ルール」が、ある行為をスポーツの行為として同定することを可能にするからなのである。

12) そのため、村上の指摘は参考にしながらも、本研究では盛山の構想を重視したい。村上の制度論については村上(2001、2004)を参照。

たとえば、車椅子バスケットボールについて考えてみよう。車椅子を操作することや、ボールをリングに向かって投げるといった動作は、たしかに車椅子バスケットボールのなかで見られる行為であろう。だが、そうはいっても、実際にそれらの行為を「車椅子バスケットボール」における行為としていかに同定すればよいのだろうか。車椅子の操作やボールをある目標に向かって投げるとは、車椅子バスケットボールに限らず行うことができるものである。それらの行為を「車椅子バスケットボールのプレイ」として同定するためには、ある行為を特定の「社会的行為」として意味づける、規則や制度についての観点を導入する必要があるだろう。スポーツが「スポーツ」という社会的な行為として意味づけをえるためには、人びとの行為の集積として捉えるだけでは困難であり、ルールの次元の検討を必要とする。

スポーツにおける「ルール」の分析は、盛山が示した制度論での意味の体系と接続する。そして、スポーツを盛山的な意味での制度として捉えることは、ある活動が「スポーツ」として捉えられるようになることの説明にとっても有効である。制度としてスポーツを捉えるということは、スポーツをなんらかの客観的な実在とは考えないことを含意する。盛山がいうとおり「スポーツ」とは一つの制度であり、それはあくまで理念的にのみ存在する、人びとの一次理論的な構築物である。また、個々の競技も理念の実在であるが、それらはゲームという経験的なものによって現実化されている。スポーツとは最も広義には、その「複数の競技の集合（のようなもの）」として人びとによって構成され実在とみなされるようになった観念である。それゆえ、スポーツとは各競技を「スポーツ」という「家族的類似」として捉えることが可能になるような関係性を表す理念の実在である。

たとえば、近年では障害者スポーツは、リハビリテーションやレクリエーションではなく、「スポーツ」として捉えられるようになってきている。その変化は何によって可能になったのだろうか。リハビリやレクリエーションとしての障害者スポーツから競技としての「障害者スポーツ」の転換において変化したのは、人びとの行動ではない。その技術や競技のレベルの高低はあると

しても行為の現れとしてみた場合、基本的には同一の行為・行動・活動であるからだ。むしろ変化したのは、障害者スポーツを見る視線、あるいはそれに対して与える意味、つまりは、ある行為に対する一次理論である¹³⁾。

さて、スポーツのルールは意味の体系を表出する規則として捉えられる。では行為の体系とモノの体系についてはどうであろうか。そのために本稿では、秩序が相互行為として達成されているとするエスノメソドロジーの議論を参照した。そこでの議論を転用すれば、各スポーツに見られる個々のゲームは、プレイヤーによってその都度その都度「達成される」ものとして記述することができる。

理想的なものとしてのスポーツや、そこでのさまざまなものの「意味」は意味の体系におけるルールによって支えられている。しかし、多木も述べているように、「現実の現象としてのスポーツ」は個々のゲームとして現実化している。本稿はスポーツを理想的なものとして捉えるが、にもかかわらず、たとえばバスケットボールは理念としてだけ存在するのではない。逆に、バスケットボールという競技は、何らかの実体として存在しているのでもない。日々、さまざまところで、バスケットボール的行為が行われることで、バスケットボールというスポーツが共同的・協働的に達成されるのだと考えるべきなのである。

ルールに支えられている様々な制度は現実のゲームにおける相互行為として顕現する。それはつまり、スポーツを実践する当事者たちにとっての「身体」や「障害」の意味や経験、また車椅子バスケットボールに対する捉え方などは、その実践の文脈における相互行為として達成されるということなのである。

なぜ、「によって」ではなく「として」という違いが重要なのか。それには、パフォーマンスイヴェティの問題が関係している。具体的には、ジュディス・バ

13) リハビリからスポーツという変化を競技レベルや技術の高低で判定できないことは、我々が、少年野球のような子どもが行う競技も「スポーツ」として捉えていることを考えれば不思議ではない。技術の高低を「スポーツ」として捉えることの判別基準としておくのならば、野球の場合、プロ野球を除く野球の実践はほとんどが「スポーツ」ではないことになってしまうだろう。

トラーが、セックス・ジェンダー・セクシュアリティとそのアイデンティティの非本質性および遂行性を問題化したことを念頭に置いている。バトラーによれば、「ジェンダーはつねに『おこなうこと』であるが、しかしその行為は、行為のまえに存在すると考えられる主体によっておこなわれるもの」ではなく、また「ジェンダー表出の背後にジェンダー・アイデンティティは存在しない。アイデンティティは、その結果だと考えられる『表出』によって、まさにパフォーマンスに構築される」（バトラー1999：58-9）ものである。

本稿の目的に沿って言い換えれば、社会的排除は実体性をもった、人々にとって外在的なスポーツによって行われるのではなく、また「障害(disability)」も個人の実体的な障害(impairment)に規定されるのではない。スポーツにまつわる様々な「社会的現実」は、人々の実践・行為と全く無関係に生み出されるのではなく、そのほとんどが、意味と行為の体系に基づく制度的な相互行為として生み出されるのである。

また、いわゆる「パフォーマンス性(行為遂行性)」の議論は、オースティンの言語行為論を下敷きとしているが、オースティンが主張した行為遂行的発話とは、発話とともに何がしかがなされることであり、「in saying」という形式をとる。一方、「相互行為によって」といった場合、それはオースティンの議論でいえば、発語媒介行為であり、「by saying」という形式をとるため、理論的には別の事態を示している。ある船を命名することが行為遂行的発話だとされるのは、発話そのもののうちに「命名する」という行為がなされているためである(オースティン1980)。それゆえ、スポーツのゲームにおける現実の達成はさまざまな相互行為によっての結果ではなく、相互行為そのもののうちに、つまり相互行為として達成されるのである¹⁴⁾。

7. おわりに

なぜこのようなものとしてスポーツを捉えなければならなかったのか。それは、スポーツによって、人びとの「身体」や「障害」が意味づけ経験させられるそのありようを探求するためである。単にスポーツを客観的な実在や、外部

から人びとの行為や意識を拘束するモノと置いてしまうことは、人びとがスポーツの文脈において、スポーツから排除されてしまうことや、「身体」や「障害」に対してある意味を与えることを、当事者の視点から捉えることができなくなってしまうからである。

そのような視点は、スポーツによる社会的排除や抑圧の問題を、スポーツの側に何らかの政治性や権力性を付与することで説明することを可能にしてしまう。そうした場合、例えば、障害者スポーツやそれを実践する人びとは、スポーツによる社会的な排除の問題とは無関係だと想定されてしまうことになるか、一方的に排除されるだけの存在として想定されてしまう。しかし、フェミニズムの議論を参照したとき、そうした一枚岩的なカテゴリー表象のナイーブさは明らかであるし、障害者スポーツと支配的なスポーツの関係を常に周縁・中心の関係として固定化することになる。あるいは逆に、スポーツにおいて何らかの「解放」があるとしても、その要因がスポーツそのものの性能に求められてしまう。障害者スポーツのさまざまな問題を「スポーツ」の側に棚上げしてしまうことで、さまざまな背景や、歴史性を考慮せずにスポーツを捉えることになってしまうだろう。

それゆえ、スポーツからある人びとが排除されてしまったり、ある人びとがスポーツによってネガティブな経験をしてしまうことの理由説明を、実体的／外在的な「社会」や「スポーツ」には置くことができない。また、「権力」や「政治性」といった媒介項も置かない。あくまで「スポーツ」は一次理論として存在するものである。それゆえ、「スポーツ」や「政治性」は説明項ではな

14) オースティンの言語行為論において、発話行為は事実確認的（コンスタティブ）な発話と行為遂行的（パフォーマティヴ）な発話とに分類された。パフォーマティヴな発話とは、「この船をエリザベス女王号と名付ける」のような、名付けそれ自体がこの発話によってはじめて遂行されるような発話である。さらにオースティンは発話行為を発語行為・発語内行為・発語媒介行為に分類している。行為遂行的発話、特に発語内行為が成立する条件として、発話の慣習の手続き、資格、正当性、意図の存在等から考察し、それらの条件にかんする理論を不適切性の理論と呼んだ。この中でも特に慣習の手続きという部分が行為遂行的発話の成立条件としては重要ではあるが、オースティンはこの点に関して具体的な説明を行っていない（オースティン 1980）。サルが構成的規則・規制規則としたのは、オースティンが放置したこの発話の慣習の手続きという点である。

く、被説明項として捉えるべきである。

本稿では、各人の「障害 (disability)」や社会的排除等の現象をあくまで人びとの一次理論として、また人びとの相互行為として達成されると捉え、語るための視点を獲得する可能性を探ってきた。つまり、ルールやゲームによって意味づけられ、達成される「身体」や「障害」、他のさまざまなスポーツをめぐる社会的現象を、当事者の視点からもう一度捉え直す可能性である。

スポーツという形式や内部の内的連関についての議論や、あるいは、実体的／外在的な現象としてスポーツを前提にし、「社会」を素朴に語ることはもはや慎まなければならない。むしろ、スポーツを理念的実在としたうえで、他のさまざまなことがらとの関連を、制度と相互行為という二つの社会性から捉え直す必要があるだろう。そうすることによって、スポーツにまつわる社会的な現象をスポーツから／を通して豊かに語る契機が生まれるのではないだろうか。

参考文献

引用・参考文献一覧

- オースティン J.L., 1980, 坂本百大訳『言語と行為』, 大修館書店。
———, 1991, 「行為遂行的発言」, 坂本百大監訳『オースティン哲学論文集』, 勁草書房。
Berger Peter, L.・Luckmann Thomas, 1967, *The Social Construction of Reality*. New York: Doubleday. (=2003 [1977] 山口節郎訳『(新版) 現実の社会的構成——知識社会学論考』新曜社.)
バトラー, ジュディス, 1999, 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社。
デュルケム, エミール, 1895=1978, 宮島喬訳『社会学的方法の規準』岩波文庫。
Giddens, A., 1976[1993], *New Rules of Sociological Method second edition*, Cambridge: Polity Press. (=2000, 松尾精文・藤井達也・小幡正敏訳『社会学の新しい方法規準 [第二版] —— 理解社会学の共感的批判』而立書房.)
———, 1979, *Central Problems in Social Theory: Action, Structure and Contradiction in Social Analysis*, London: Macmillan. (= 1989, 友枝敏雄・今田高俊・森重雄訳『社会学理論の最前線』ハーベスト社.)
———, 1984, *The Constitution of Society*, Cambridge: Polity Press.
Goffman, E., 1961, *Encounters: two studies in the sociology of interaction*, New York: The Bobbs-Merrill. (1985, 佐藤毅・折橋徹彦訳『ゴッフマンの社会学 2 出会い——相互行為の社会学』誠信書房.)
———, 1963, *Behavior in Public Places: notes on the social organization of gatherings*, New York: The Free Press of Clencoe. (=1980, 丸木恵祐・本名信行訳『ゴッフマンの社会学 4 集まりの構造——新しい日常行動論を求めて』誠信書房.)

- Hart, H. L. A., 1961, *The Concept of Law*, Oxford: Oxford University Press. (= 1976, 矢崎光圀監訳『法概念』みすず書房.)
- 橋元良明, 1995, 「言語行為の構造」, 『他者・関係・コミュニケーション: 岩波講座現代社会学第3巻』岩波書店.
- 井上俊, 1993, 「スポーツ社会学の可能性」『スポーツ社会学研究』1: 35-9.
- Jepperson, R. L., 1991, "Institutions, Institutional Effects, and Institutionalism," Powell, W. W. & DiMaggio, P. J. eds., *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, Chicago: The University of Chicago Press.
- 檜田英雄編, 2000, 『障害者スポーツにおける相互行為分析——1999年度徳島大学総合科学部社会調査実習報告書』徳島大学総合科学部人間社会学科国際社会文化研究コース現代国際社会分野社会調査実習報告書刊行プロジェクト.
- Kew, F., C., 1992, "Game-Rules and Social Theory," *International Review for Sociology of Sport*27(4):293-308.
- 菊幸一, 1993, 『近代プロスポーツ』の歴史社会学——日本プロ野球の成立を中心に』不味堂出版.
- 河野勝, 2002, 『社会科学の理論とモデル 12: 制度』東京大学出版会.
- 日下裕弘, 『日本スポーツ文化の源流: 成立期におけるわが国のスポーツ制度に関する研究——その形態および特性を中心に』不味堂出版.
- 村上直樹, 2001, 「制度・意味世界・言語」『人文論叢 (三重大学)』18: 115-27.
- , 2004, 「制度的相互行為の理論」『人文論争 (三重大学)』21: 169-80.
- 中山正吉, 1985, 「スポーツの構造——その制度的側面」『島根大学教育学部紀要 (人文・社会科学)』19: 1-13.
- 西原和久, 1998, 「制度の生成——制度論への現象学的社会学の視線」西原和久・張江洋直・井出裕久・佐野正彦編『現象学的社会学は何を問うのか』勁草書房: 43-70.
- , 1999, 「制度論: 序説——社会学における<制度の発生論>のために」『情況 (第二期)』10 (12): 74-91.
- 西坂仰, 1996, 「エスノメソドロジーという技法」栗田宣義編『メソッド/社会学』川島書店.
- , 1997, 『相互行為分析という視点——文化と心の社会的記述』金子書房.
- , 2001, 『心と行為——エスノメソドロジーの視点』岩波書店.
- Rawls, J., 1955, "Two concepts of rules," *Philosophical Review*64: 3-32. (= 1979, 深田光徳訳「二つのルール概念」田中成明編訳『公正としての正義』木鐸社: 289-335.)
- サール J.R., 1986, 坂本百大・土屋俊訳『言語行為——言語哲学への試論』頸草書房.
- Searle, J.R., 1995, *The construction of social reality*, New York: Free Press.
- 佐藤嘉倫, 1996, 「<書評論文>盛山和夫著『制度論の構図』」『社会学評論』46 (4): 459-65.
- Schechner, R., 2002, *Performance Studies: An introduction*, London: Routledge.
- 盛山和夫, 1995, 『制度論の構図』創文社.
- , 1996, 「<リプライ>制度論の方法について」『社会学評論』46 (4): 466-8.
- Sudnow, D., *Ways of the Hand*, Cambridge: Harvard University Press. (= 1993, 徳丸吉彦・村田公一・ト田隆嗣訳『鍵盤を駆ける手——社会学者による現象学的ジャズ・ピアノ入門』新曜社.)
- 数土直紀, 1994, 「制度を支える自由」『社会学評論』45 (1): 2-15.
- , 1997, 「ギデンズの社会理論」, 井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編『岩波講座現代社会学別巻現代社会学の理論と方法』岩波書店: 217-229.

- 高尾将幸, 2010, 「身体と健康をめぐる政治学の現在——後期フーコーによる統治性論の射程」『スポーツ社会学研究』18(1):71-82.
- 多木浩二, 1995, 『スポーツを考える』岩波書店.
- 多々納秀雄・小谷寛二・菊幸一, 1987, 「「制度としてのスポーツ」論の再検討——Loy, J.W. のスポーツ論をめぐって」『体育学研究』33(1):1-13.
- 多々納秀雄, 1997, 『スポーツ社会学の理論と調査』不味堂出版.
- 渡正, 2007, 「車椅子バスケットボールの『固有性』と『可能性』——構成的ルールとしてのクラス分けと『面白さ』」『スポーツ社会学研究』16, 25-38.
- ヴェーバー・マックス, 1922=1972, 清水幾太郎訳『社会学の根本概念』岩波文庫.
- 山崎敬一, 2004, 『社会理論としてのエスノメソドロジー』ハーベスト社.
- 山崎哲哉, 1991, 「バーガー社会学とその社会批判的位相」西原和久編著『現象学的社会学の展開』青土社.
- 山田富秋, 2000, 『日常性批判——シュッツ・ガーフィンケル・フーコー』せりか書房.
- 好井裕明, ———, 2002, 「啓発映像を解読する」, 好井裕明・山田富秋編『実践のフィールドワーク』せりか書房.